

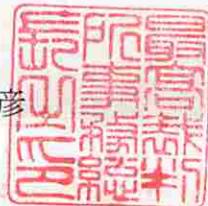
最高裁秘書第2670号

令和元年5月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2308号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

なお、下記1の通達は、既に廃止されています。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

平成11年11月10日付け最高裁経監第98号経理局長通達「国選弁護人、研修講師等に支給する旅費、日当及び宿泊料に対する源泉徴収の取扱いについて」  
(片面で2枚)

#### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁経監第98号

(会い-7)

平成11年11月10日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿 (専任の所長の置かれている家庭裁判所)

最高裁判所事務総局経理局長 竹崎博允

国選弁護人、研修講師等に支給する旅費、日当及び宿泊料に  
対する源泉徴収の取扱いについて（通達）

標記の旅費、日当及び宿泊料に対する所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項による源泉徴収手続は、下記のとおり取り扱ってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

### 1 旅費（交通費）

原則として、源泉徴収の対象となるが、乗車券、航空券の写し等の提出により費用相当額の確認ができる場合は、源泉徴収の対象としない。

なお、乗車券の写し等を提出することが困難な場合であっても、請求書に記載された利用路線の区間、乗車券の種類等によって費用相当額の確認ができる場合は、同様に取り扱う。

### 2 日当

源泉徴収の対象となる。

### 3 宿泊料

原則として、源泉徴収の対象となるが、宿泊施設の領収証の写し等の提出によ

り費用相当額の確認ができる場合は、源泉徴収の対象としない。

付 記

この通達は、平成12年1月1日から実施する。